

税の申告は、お早めに

住民税と所得税の申告は3月15日(月)までです。

下表の通り申告の受け付けを行いますので、申告書の書き方など分からないことがありましたら、お気軽にご相談ください。

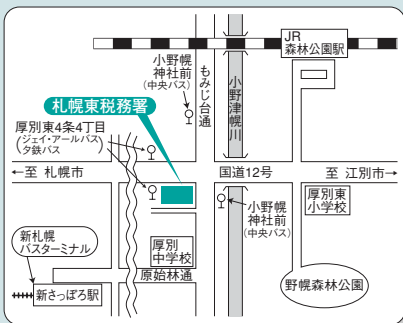
申告の際には、給与所得者および年金受給者は源泉徴収票が、また、生命保険料や医療費などの各種控除を受けられる方は領収書などの証明書が必要です。

申告期限が近づくと会場は大変混雑しますので、お早めにお済ませください。

なお、どの会場も駐車場が狭いので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

	住民税の申告	所得税の確定申告	所得税の還付申告（給与所得者・年金受給者）	
期間	3月1日(月)～15日(月) 土曜日・日曜日は休みです。	2月16日(月)～3月15日(月) 通常、土曜日・日曜日は休みですが、2月22日(日)と29日(日)に限り、相談の受け付けを行います。	2月16日(月)～3月5日(金)	2月2日(月)～27日(金)
時間	午前8時45分～正午 午後1時～5時15分	午前9時～正午 午後1時～5時	午前9時30分～正午 午後1時～4時	午前9時30分～午後4時
会場	厚別区役所 2階会議室B	札幌東税務署 (〒004-0004 厚別東4条4丁目)	厚別区役所 2階会議室A	市民会館 2階 (中央区北1条西1丁目)
詳細	厚別区役所税務部 課税課市民税係 ☎895-2400 内線282～286	札幌東税務署 ☎897-6111 (代) 札幌国税局税務相談室 札幌南分室 ☎854-3363		
備考	所得税の確定申告をされた方は、住民税の申告の必要はありません。	還付を受けられるための申告は、札幌東税務署で、1月から受け付けを行っています。また、確定申告書及び還付申告書は郵送でも受け付けています。申告書をご自分で記入の上、札幌東税務署までお送りください。 ※確定申告書及び還付申告書は、国税庁ホームページ[http://www.nta.go.jp]の「所得税の確定申告書作成コーナー」でも作成することができます。		

【札幌東税務署案内図】



公共交通機関

- ◆ JR
森林公園駅から徒歩12分
- ◆ 中央バス 白35 白38
小野幌神社前下車
- ◆ ジェイ・アールバス、夕鉄バス
厚別東4条4丁目下車



広告欄

